

## 老齢基礎年金と障害基礎年金についてお知らせします

■老齢基礎年金を請求するに  
は？

国民年金に加入していた方が、六十五歳になったときに請求して受ける年金を、老齢基礎年金といいます。

老齢基礎年金を受給するためには、次の期間の合計が最低二十五年必要です。

①国民年金保険料を納めた期間

②国民年金保険料の全額免除

や一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間

③第三号被保険者期間

④厚生年金・共済年金の加入期間

⑤国民年金の任意対象期間のうち、任意加入しなかった期間

⑥厚生年金の脱退手当金を受けた期間

■受給の繰り上げと繰り下げ

老齢基礎年金の受給開始は、原則として六十五歳からです。繰り上げ受給を希望すると、六十歳から六十五歳ま

での間に、請求時の年（月）齢に依りて減額された年金を受けられることができます。

繰り下げ受給を希望する場合は、六十六歳以降に請求時の年（月）齢に応じて増額した年金を受けることができます。

繰り上げ請求をした場合は老齢基礎年金を選択したことになり、障害基礎年金・寡婦年金の請求資格がなくなりま

す。繰り上げ請求・繰り下げ請求共に、一度決まった年金額は生涯変わりません。請求の際は、ご留意ください。

■年金額

すべての加入可能年数（四十年間）を納めて六十五歳から受給すると、平成二十年度の額で七十九万二千円です。

■請求する場所はどこですか？

国民年金の「第一号被保険者期間」のみの方は、市民課（本庁舎一階）・出張所・連絡所で請求してください。

厚生年金・共済年金加入期間または、国民年金の「第三号被保険者期間」がある方は、川越社会保険事務所で請求してください。

■障害基礎年金をご存じですか？

障害基礎年金は、国民年金に加入している間などに病気やけがで障害者になったとき、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

■保険料納付要件

①障害のもととなった病気やけがで初めて医療機関を受診した日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済み期間と免除期間とを合算した期間が三分の二以上あること

②初診日が平成二十八年三月三十一日以前の場合には①の要件を満たさなくても、初診日の前々月までの一年間に保険料の未納がないこと

■障害の認定

裁定請求書に添付する診断書などを基に、障害となった病気などの初診日から一年六か月経過した日、または、その前に症状が固定した場合はその日（障害認定日）に、障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当する状態にある場合に認定さ

れます。

■二十歳前の障害  
二十歳前に初診日がある場合は、二十歳になったとき（障害認定日）が二十歳以降となったときは、その障害認定日（障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。ただし、年金を受ける本人に一定の額以上の所得があるときは、年金の一部または、全額が支給停止になります。

■事後重症の年金

障害認定日に障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当しなかったため、障害年金を受けられなかった方が、その後六十五歳に達する日の前日までに二級以上に該当して請求したときは、請求を行った翌月分から支給されます。ただし、事後重症による障害基礎年金は、六十五歳に達する前に請求しないと受給することができません。

■年金額：一級 九十九万九千円

▼二級 七十九万二千円  
問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL 224-5764

## イン 小江戸サミット in 川越 2008開催



歓迎のあいさつをする舟橋功一川越市長（左）  
宇井成一香取市長（中央）・石橋勝夫栃木市副市長（右）

江戸情緒あふれる「小江戸」3市が交流する機会として、13回目の「小江戸サミット」が8月24日、氷川会館（宮下町2丁目）で開催されました。川越市・栃木市・香取市の皆さんが参加。長唄「四季の川越」の披露や皇學館大学教授・川添裕さんによる講演が行われました。

問い合わせ…観光課・TEL224-5940

# マイバッグキャンペーン

マイバッグで環境にやさしい買い物をしませんか！

資源循環推進課・TEL224-5908

市では、ごみの減量と資源の有効活用を促進し、環境にやさしい生活を実現するために、マイバッグの利用やレジ袋削減を呼びかける「マイバッグキャンペーン」を実施します。同キャンペーンの協力店舗には、レジにマイバッグ持参を呼びかけるステッカーがはってあります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

## 協力店舗

丸広百貨店（川越店・アトレマルヒロ・新河岸店各食品売り場）、コモディイイダ（上福岡店食品売り場）・西武本川越ペペ（食品売り場）、さいたまコープ（仲町店・ポレール高階店）、エコス（月吉店・笠幡店・川越霞ヶ関店・上野田店・グリーンパーク店・木野目店）、オザムバリュー（笠幡店・川越天沼店）、東武ストア（川越店・新河岸店）、ベルク（的場店・南古谷店・川越東田町店）、マルエツ（連雀町店）、マミーマート（神明町店）、ヤオコー（川越山田店・川越南古谷店・川越新宿店）、ロチャース（川越店地下食品売り場）

## オリジナルマイバッグはいかがですか

市では、レジ袋タイプ・コットンタイプ・トートタイプの3種類のオリジナルマイバッグを、個人を対象として、有料でお分けします。団体に購入を希望する場合は、お尋ねください。

期間…10月1日(水)から（無くなりしだい終了）

場所…資源循環推進課（本庁舎5階）



レジ袋タイプ  
紺・カーキ色各250枚  
400円  
縦40×横35×幅11cm



コットンタイプ  
350枚  
400円  
縦38×横42×幅13cm



トートタイプ  
黒・赤色各250枚  
600円  
縦36×横33×幅15cm

\* 協力店舗では購入できません。

不燃ごみの中に  
乾電池は混入しない  
でください

市民の皆さんが出す「不燃ごみ」は、市のリサイクルセンターなどに運ばれて、中間処理されます。その後、大部

分はリサイクルされますが、一部は最終処分場に埋め立てられています。平成十九年度の一年間、リサイクルセンターの「不燃ごみ」には、乾電池が一万二千七百キロ、約四十七万本も混入していました。

これらの電池を取り除けないまま、埋め立てのごみに混入すると、土壌汚染の原因になります。また、最終処分場である、県のごみ埋め立て施設での受け入れを拒否されてしまい、ごみの処分先が無くなってしまいます。

「不燃ごみ」を出す際、乾電池は、分別して指定された黄色い袋に入れて出してください。市民の皆さんのご協力をお願いします。  
問い合わせ：資源循環推進課  
TEL 224-5908

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 「川越みんなの健康プラン」から 総合保健センター健康増進担当・TEL229-4121  
生活習慣病は、望ましくない食生活や運動不足などが深く関係しています。自分の生活習慣を見直してみましょう。
- 住宅・土地統計調査にご協力をお願いします 情報統計課・TEL224-6185（10月17日(金)までの専用電話）  
9月23日(祝)から、調査員が調査世帯を訪問します。調査票への記入について、ご協力をお願いします。詳しくは、8月25日発行の広報川越No1181・12ページをご覧ください。
- 西後楽会館入浴休止のお知らせ 西後楽会館・TEL232-6177  
9月30日(火)・10月1日(水)、ボイラーの定期性能検査などのため、西後楽会館は入浴施設の利用ができません。